

# 暮らしと自治 くまもと

2022年5月号

第187号(通巻250号)

NPO法人 くまもと地域自治体研究所  
 熊本市中央区神水1-30-7 コモン神水  
 TEL & FAX 096-383-3531  
<http://k-jitiken.blogspot.com/>  
 メール : km-tjk@topaz.ocn.ne.jp

## シンポジウム 「コロナ禍があぶり出した日本社会の貧困」

コロナ禍における問題を本誌1月号で各方面の方に書いていただきたところ、様々な分野で大変なことが起こっていることがわかりました。これを議論して深めることが必要であると考え、3月22日にオンラインシンポジウムを開催しました。

コロナに止まらず、これまでの社会保障や公務を縮小してきた新自由主義政策が、国民のいのち

やくらしを守れない脆弱な社会をつくってきたことが明らかになり、これにどう抗していくかも議論されました。（まとめ 杉本由美子）



榎本 光男氏  
熊本県労働組合総連合議長



山本 寛幸氏  
熊本民主商工会

### コーディネーター



中島 熙八郎氏  
当研究所理事長  
・熊本県立大学名誉教授

### パネリスト



増淵 千保美氏  
シンママ熊本応援団代表  
・尚絅大学短期大学部教授



川上 和美氏  
熊本県民主医療機関連合会



渕上 和史氏  
くまもと学生食料支援  
プロジェクト実行委員会

### シングルマザー世帯の 生活困窮

増淵 千保美氏（シンママ熊本応援団代表  
・尚絅大学短期大学部教授）

シングルマザーのお母さんたちと子どもたちの応援を中心に活動しています。この貧困の問題は

30年40年以上前から解決されてこなかった問題で、コロナ禍においてさらに深刻化していると認識しています。貧困線以下の暮らしをしているひとり親世帯は、30年以上2世帯に1世帯ある状態です。熊本地震やコロナで仕事を奪われたりして、ダブルトリプルと仕事をしている人や、過労で倒れたりガンになられたりとか、無理をしているので健康状態が悪化しています。自殺や心中を考えてい

☆  
も  
ぐ  
じ  
☆



シンポジウム「コロナ禍があぶり出した日本社会の貧困」	1
3.11を迎える2つの集会 「フクシマを繰り返すな！」学習＆報告会	
3・11さようなら原発くまもと集会 2022	8
100万人の「いのちの水」地下水考 (その2) 地下水を守る議論戦と「地下水保全条例」	9
読者のひろば（北園敏光・杉本暁花）・部会研究会だより	11
コラム 肥後の散歩道（北岡秀郎）・イベント ・注目の書籍紹介・編集後記	12

る人も増えていますので、貧困の問題は生死の問題になってきています。

特にひとり親のお母さんたちの話を聞いていると、女性への差別がひどくなっているなと思います。セクハラやモラハラなどの防止ということは言われていますが、実際は横行しています。正規に働いている人にパワハラ、モラハラがあり、やむなく退職せざるを得ない状況です。しかも自己都合で退職させられます。正規と言えども賃金は安いので退職金も安く、生活費がまかなえなくなつてアルバイトなどについています。3ヵ月の試用期間でその後雇用になったら、母子世帯は3ヵ月間は5万円ずつの支給があるので雇用してくれる

けれど、その後は嫌がらせというかパワハラ的なことが起こって、研修や教育はしてくれないで恫喝されたりして、涙ながらに退職していくというのがたくさんあります。今は女性だけでなく男性労働者にも関わることで、多くの人の問題として取り上げてもらいたいと思います。

コロナ禍によりお母さん同士で対面して話す場がなくなって、子どもも思春期でどうしたらいいかわからない、などという相談も出てきています。生活の苦しさもあり、生活の苦しさを語れる仲間、語れる場がないということのつらさを訴えています。

## コロナ禍の暮らしと課題 ～労働分野

桝本 光男氏（熊本県労働組合総連合議長）

コロナ禍が生み出した日本社会の貧困ということで、貧困というテーマで考えた場合、この35年間の新自由主義というのが何なのかということを考えました。労働分野で言うと、1985年労働者派遣法の成立が雇用の形を壊していきました。1999年に労働者派遣法がすべての業種に解かれてしまうんですね。それから5年後の2004年から実践されて、非正規、派遣労働の5年の期限が切れたところでリーマンショックがきて、社会が壊れるくらいの状況になりました。働く分野での貧困は「ワーキングプア」で表現され、いくら働いても年収が200万円に届かない労働者というものがどんどん増えていってしまい、派遣法が規制緩和されて非正規が主体の働き方になったので、この10年20年のスタンスをかけて壊されてきたのです。

NHKでワーキングプアを取り上げていて、熊本でもワーキングプアシンポをやったのが2008年ころだったと思います。不安定雇用の問題に焦点を当ててメスを入れない限り、日本の貧困はなくならないと言い続けてきたのですが、このことがコロナによって暴き出された、一番弱いところに弊害が現れてきたわけです。これをひとつのチャンスとして、新自由主義を批判して、これを改めることに結びつけなければならないと思います。

コロナが始まってから3月から6月にかけて聞き取りをしながら、「いのちネット」として知事要請を4回やりました。民医連からは医療分野、新婦人からは女性問題、私たち県労連は労働問題、民商からは業者の問題ということで、コロナが流

りはじめてからいろいろ弊害が出始めたことを、毎月のように熊本県に対して要請しています。このほかにもホットライン電話を含めた相談を3回、メーデーでは2回コロナ相談会という形で実施してきました。相談会も4回実施しています。

国の貧困な政策に翻弄されて、飲食業の関係者はもちろんですけれど、そこに働いている学生アルバイトも本当に大変な状況で、飲食業に入る関係業者、タクシーなどの業者が大変な目に遭っているということが相談会で見えてきました。政府の支援策で、業者に対しては雇用調整助成金があつたんですけども、煩雑な手続きで機能しないので、第5波のときに労働者から申請ができる制度に変えましたが、そこで雇用者の休業というチェック欄があって、そこがネックになってなかなか機能しないということもありました。

このような状況をつかんで、この間行われてきた雇用政策に対して大反撃をしたいと思い、相談会を重ねてますが、なかなか労働相談がないんですね。これが特徴で、誰もが同じように被害を受けているので自分だけが文句を言ってもという、日本人独特というか、そのまま苦しさを吐き出してくれればいいんだけども、なかなか出てこないので掘り起しをしないといけないと課題として思っているところです。生活保護に結びつく相談もたくさんありました。コロナ後の世界ということも話すことができればと思います。35年間この国がやり続けてきた人の命と暮らしを傷つけるような政策、強い人が勝てばいいという新自由主義が犯した弊害について、現状を可視化させて対策を表に出していくことが求められているのだと思います。

## コロナ禍での中小業者の現状と課題

山本 寛幸氏（熊本民主商工会）

一事業者の立場からお伝えしたいと思います。

2020年度初頭よりコロナ感染が始まりましたが、政府は先進国で常識となっている大規模PCR検査を行わず、まん延防止等重点措置などによって事業者は追い込まれることになりました。

政府は2014年6月に小規模基本法の「事業の持続的発展維持」の記載に基づいた各種給付金制度を実施しました。この持続化給付金をはじめとする飲食店を含めたその他関連する施策では全く不十分で、今後多数の廃業者が出るものと考えています。小規模事業者特に家族経営のところは、仕事自体に夢や生きがいを持っている業者がたくさんですが、今後の事業継続のための展望が見えない、ということです。事業継続するための展望、これは最も大事なものです。

2020年を境に宿泊飲食業の売上が極端に下降しています。20年の持続化給付金があり若干持ち直しましたが、それでも苦しい経営状態です。2020年新型コロナウイルスに対しての影響調査では、飲食業だけでなく製造業などにも影響が大きかったですことがわかります。クリーニング業なども大変厳しい経営状態と思われます。68.5%の業者がコロナによる経営への影響があると答えています。

国の持続化給付金は利用者が多いのですが、地元の独自の給付金が利用しやすいと思います。支援策は圧倒的に足りないという回答が多く、支援策の対象にならない業者が多いです。中小企業振興条例及び小規模企業振興条例を定めて、それに基づいた施策を講じることが重要です。熊本県ではまだ条例を定めてない自治体も多くあります。

### 第2回新型コロナウイルス影響調査まとめ

回答数	1,002			
業種	建設	307 30.6%	飲食	158 15.8%
製造	124	12.4%	理美容	34 3.4%
卸	25	2.6%	その他サービス	146 14.6%
小売	87	8.7%	運輸	15 1.5%
宿泊	10	1.0%	その他	95 9.5%

#### 新型コロナウイルスの経営への影響

ある	686	68.5%
ない	146	14.6%
これから	153	15.3%
未回答	17	1.7%

#### 5/26(緊急事態宣言解除)以降の売り上げ(前年比)

増えている	42	4.2%
変わらない	240	24.0%
減っている	690	68.9%

特に小規模基本条例は、小規模事業者が運営委員となった方法をとることが重要です。

コロナ禍で事業者が痛めつけられているということは明らかですが、それ以前から事業者数は減少傾向にありました。経済消費が落ち込んでいる状況の中、今回のコロナでさらに深まったと思います。全国の企業数は、1999年422.9万社から2016年には304.8万社に減少しています。小規模事業者数は、2016年から比べると27.9%減少していて、厳しい経営状態が続いていることが予想されます。

中小業者は家族経営が多く、ほとんどは国民健康保険の加入者です。熊本市は、政令指定都市の中では最も高い保険料と言われています。熊本市国保をよくする会では、払える保険料に引き下げる運動を行っています。3月には熊本市議会に陳情を行い、同時に国保加入者にアンケートも行いました。まだ集計中ですが、事業者だけが傷病手当を受けられないことを知らなかつたという回答が多くありました。全国では自治体独自に給付金を創設しているところが多数あります。熊本市でも至急創設したいと思います。

次は消費税問題です。1989年4月に税率3%で消費税がスタートしました。2023年からはインボイス制度が始まる予定です。この制度はフリーランスの方はもとより、シルバー人材センター、農家など通常利益追求型の事業者とは呼ばない仕事の方にも適応されます。熊商連では、消費税インボイス制度実施中止を求める陳情を県内すべての自治体に要請しました。商売を行うには経済が最も大事で、消費者の購買力が低下している現在では事業が成り立ちにくい状態です。

また消費税は、納税するときに派遣会社からの非正規社員の給与は課税対象になるので、大企業は正社員を減らして非正規社員を増やすほど節税になります。消費税と労働者派遣法改定

#### 全国商工団体連合会

2020年8月12日現在

2020年8月12日現在	
業種	建設
回答数	1,002
業種	飲食
回答数	158
業種	理美容
回答数	34
業種	その他サービス
回答数	146
業種	運輸
回答数	15
業種	その他
回答数	95

がセットになったことにより、大企業は労働賃金を低く抑えて、内部留保の原因になりました。経済の回復が事業者として最も大事なので、消費税

減税若しくは廃止し、非正規をなくして正規社員を増やして、最低賃金を引き上げることで経済を活性化すべきだと思います。

## コロナ禍における 医療と介護の現場から

川上 和美氏（熊本県民主医療機関連合会）

私は看護師です。医療現場からご報告します。

一昨年から続く新型コロナウイルス感染症は、人々の命を脅かして医療や介護を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしました。日本でも医療・介護の現場がひっ迫し、自宅待機中に亡くなる事態も起きています。

長期にわたるコロナ禍で、医療・福祉介護の脆弱性が明らかになっています。これまでの政策によって保健所の統廃合や公的医療機関の人員削減、感染症病床や急性期病床の削減などで、国民の命を守る医療資源の縮小が進行していたこと。医師や看護師不足の問題に何の対策も講じられずに、人員体制や診療報酬においてギリギリの体制でなくては成り立たないような医療機関の構造に日本の医療体制は追い込まれていました。このような中で、今回のようなパンデミックが起きると、そのしわ寄せが医療や介護従事者だけでなく国民にくる状況になっています。

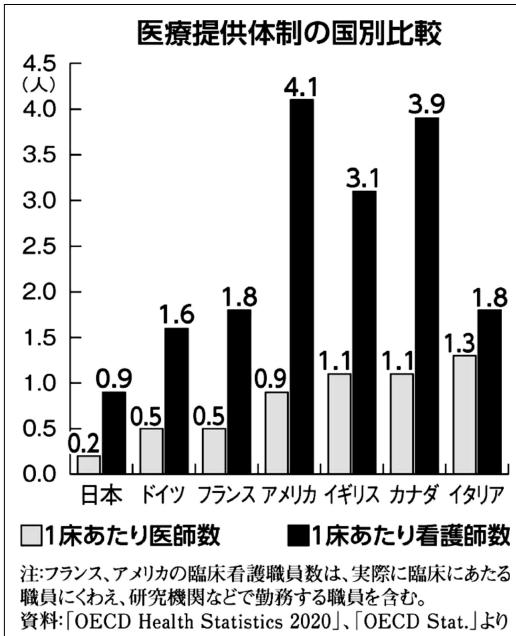
感染症病床は1984年には1万5,000床ぐらいだったのが、感染症患者が減ってきたという理由で感染症の病床が減らされてきたのが現状です。1998年には9,060床あった病床が、今では1,800床ぐらいに減らされています。保健所は憲法25条の第2項に規定された公衆衛生の向上及び増進を担う公的機関としてありますが、公費負担を削減するという目的で保健所が減らされてきました。1944年に845あったのが、2020年代には469まで減らされました。熊本県でも当初14あったのが11になり、熊本市では1カ所だけです。大阪市でも1カ所という現状です。その中でコロナ対応をするということになり、自治労連の実態調査では月に298時間の残業という結果も出ています。保健師は1990年代には3万4,000人ぐらいいましたが、2016年には2万8,000人に減らされている現状があります。熊本でもコロナ禍で保健所機能がまわらないとか、濃厚接触者の洗い出しが追いつかないという状況で、対応を縮小して重症化リスクの高い人を優先することに変更しました。1日100件以上も対応しなければならなかつたという状況でもあります。

た。本来は憲法25条第2項のようにしなければならないのに、国の責任で保健所の機能をきちんと改善させることが緊急の課題ではないかと思います。

医療提供体制でも、看護師や医師不足を言っていたのに何の解決もされていないことがあります。1床当たりの医師数は、日本は0.2しかありません。看護師も0.9しかなく、OECD加盟国の中で他の国に比べてダントツに低いという状況が、コロナ対応に影響しています。

医療機関は、2017年18年では赤字の病院が半分くらいで、もともと赤字でした。そこには診療報酬や介護報酬改定が低く抑えられてきたという現状があります。今問題になっているのは、コロナの補助のないクリニックの経営危機です。地域に密着している医療機関が経営危機に陥ってつぶれていく状況で、ライフラインとして守っていかなければならぬ喫緊の課題です。

自宅療養中に亡くなった方は全国で817人、第6波になっても全国では1週間で6,000件以上の方たちが救急搬送できずにいたという調査があります。私たち医療従事者にとって、救える命が救えないということは非常につらいことです。首都圏では80歳以上は救急搬送しないとか積極的な治療はしないということもありました。熊本でも、苦しいので保健所に電話をしても、話ができるていううちは入院は難しいと言われたとか、酸素のモ



ニターでも90以下にならなければ救急搬送できないとか、搬送先が見つからず、苦しむ患者さんを自宅で見守るしかなかったということも起きていました。第7波になれば医療従事者や介護の現場で継続していけるのかという不安も起きています。

貧困と不平等がコロナ禍で浮き彫りになったと言えます。民医連として命の相談活動とか、支援物資の配布をしています。3密の回避など新しい日常が常態化していますが、コロナ禍では人と人とのつながりを強めて困難に寄りそうということ

がとても大事ということを改めて感じています。安心して住み続けられるまちづくりとして地域の福祉力が求められていると思います。

社会の中で、医療従事者をはじめとしてケアが大切にされる社会にならなければ、一人ひとりの命を救えないということと、その人らしく生きるということがはできないと思います。私たちは訴えていくという活動を広げながら、医療従事者として活動を強めていきたいと思っています。

## コロナ禍における 学生の生活困窮

渕上 和史氏（くまもと学生食料支援  
プロジェクト実行委員会）

これまでの困窮する学生への支援活動を通じて見えてきた学生がおかれている困難な実情、またその社会的背景と今後どのように解決をしていけばいいのかということをお話しします。

学生食料支援プロジェクトは、全国的には2020年春ごろから各地で取り組まれてきた活動で、これを参考に熊本でもスタートしました。目的は、困窮する学生に対して食料や日用品などの物資を無料配布して当面の生活を助けることと、公的な支援制度の拡充や、そこにつなげていくことです。

配布会としては、2020年12月の第1回から21年12月まで合計7回約1,500名の学生に物資等の配布をしてきました。特に第2回の21年1月の配布会では、メディアにも取り上げられ、370名の学生が詰めかけて、多くの学生が大変な状況に陥っていることが知られることになりました。配布活動と同時に実態調査を行い、学生生活の実態も把握してきました。この実態を元に熊本県や熊本大学、学園大学等に申し入れをし、また記者会見で発表をしました。昨年の総選挙時には県内各政党に公開質問状を出し、学生の実情を伝えつつ国政への要望を訴えるなど、世論化社会化に取り組んでいます。

学生の実情としては、経済的困窮により学費を工面するため生活費を削らざるを得ないといった状況や、学校でもオンライン授業により思ったような学びが受けられなかつたりしています（詳細は1月号参照）。

学生の困難な状況の背景には、高い学費の問題があります。OECD報告書「図表で見る教育2021年版」では、日本の年間授業料はOECD加盟国及び地

域の中で5番目に高いと報告されています。日本の学費は年々高騰し、国立大学では1975年3.6万円だったのが現在は53万円、私立大学では18万円から93万円へとなっています。フィンランドやスウェーデンなどの北欧諸国では、高等教育費に対する家計負担はほぼゼロです。コロナ禍以前からの高い学費で苦しんできた学生が、さらにコロナによってさらに困難さを増しているという状況です。

そもそも高等教育はどうあるべきかが問われています。憲法では、「すべて国民はひとしく教育を受ける権利を有する」、教育基本法では、「社会的身分、経済的地位によって、教育上差別されない」と規定されているにもかかわらず、現実的には実現していません。さらに、教育基本法では、「国及び地方公共団体は、経済的理由によって就学が困難な者に対して措置を講じなければならない」と規定していて、これをもとに経済的な理由で進学を諦めなければならない学生をゼロにしていくべきだと思います。最近になって国の教育予算も少しずつ増やされてはいますが、学費の引き下げや給付制奨学金を拡充するためにさらに予算を増やすべきです。

全国的にも学費引き下げの運動や給付制奨学金の拡充を求める取り組みが始まっています。例えば、「高等教育無償化プロジェクトFREE」や「一律学費半額を求めるアクション」といった団体が、親の収入や自身のアルバイトが減って退学を考えている学生が2割いるという実態調査を踏まえて文部科学省に要請し、学費を半額にするよう求めるオンライン署名を1万筆提出しました。全国的な食料支援の活動では、学生自身が立ち上がって困難な状況を自ら訴え、さらに周りの学生にも手を広げるという経験が広がっています。

このような取り組みにより学生の窮状が明らかになったことで、学生の生活困窮をどうにかすべき、今の学費制度はおかしいんじゃないか、とい

う認識が少しづつ社会の中で広がりはじめています。当事者である学生自身が声を挙げ、どういう社会であるべきかということを社会全体で幅広く

議論して改善していくという流れをつくっていく必要があると思います。

## 参加者を交えての討論から

**山下雅彦**：どのご報告も具体的なお話や実践にとどまらずに全国的や国際的な視野でお話されて、深くて広くて感動しました。増淵さんのお話は、他の方の話とすべてつながっていると思います。シングルマザーにとどまらず、女性差別がパワハラ、セクハラを含めてひどくなっているとお話をされました。天草市議選が行われていますけど、32名の立候補者の中で女性は1人です。これまででも26人の議員の中で女性はゼロで、そのような状態だから女性の人権や差別の問題はなかなか俎上にあがらないわけです。

政治が国民のことを全然視野に入れない、新自由主義の中で国民を苦しめる側になっているという問題を指摘せざるを得ないと思います。もっと市民社会のリアルな、困難なことや人権侵害があちこちで起こっているということを可視化すると同時に、市民社会の力、ネットワークを結集して、政治が政治になってないということ、何でこうなのかっていうことを具体的に指摘するとともに、根本的に歴史的にとらえ直す時点に今來てるのでないかということを今日強く感じました。

**中島**：渕上さんの話を聞きながら、1970年前後ぐらいの大学の状況であれば、学生自治会が大学当局に対して職業支援であったり学費の減免であったり、様々ことを要求していたと思います。これは圧倒的多数の学生に支持されて、大学はしぶしぶ動かざるを得ない状況になったと思うんですね。なぜこの話をするかというと、この30数年の間に私たちは貧困化を押し付けられてきて、30年40年そういう改悪が重なってくると当たり前になってしまっているのではないかと。本来社会的な問題で政府の責任で解決しなければいけない問題を個別の問題としてしまって、自分が悪いんじゃないかと思ってしまうとか、政府がやるべきことをあまりにもしないので市民が立ち上がってボランティアで手を出すという構造になってるんですね。ここを何とかするためにはどうしたらいいのかということを考えないといけないと思います。

それに関して、基本的人権と幸福追求権と健康で文化的な最低限の生活を保障しなければいけな

い、という憲法の条文を実施させる会みたいなものをつくっていかないといけないと思います。今の状況を打破していくためには、憲法にこのことが規定されていて我々はそれを武器にしてたたかうことができるんだということを、もっともっと国民全体の中に浸透させていかないといけないんじゃないかなと思います。日本の政府はあまりにもひどい、責任を放棄しているということが明らかになるんじゃないかなと思うんですね。そのような観点から、それぞれの現場に則して、そういう方向でのたたかいというのはどのようにしていけばいいのか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

**畠田ミツ子**：以前には自治体キャラバンがあつていて、自治体の方々と福祉、教育の面などいろいろなことを話し合うことが行われていましたが、いまどうなっているのか。今日のお話を政治にどう生かすかということをしっかり考えていかないと、そこに力を持っていかないと状況の打破ができるのではないかと痛切に感じます。

核兵器禁止条約についても、岩手県ではすべての自治体が政府に対して条約に調印するように声を挙げているのに、熊本県では7つの自治体だけです。どのようにしたらわかってもらえるのか、やはり自治体に出かけて行って、私たちの運動をわかってもらうパイプみたいなものが必要かと思います。

もう一つは今、自助・共助・公助が言われていて、その中で憲法がズタズタにされているんですね。自分たちの置かれた状況をどういうふうに打破するかという手をつなぐ力も育たない。若い人たちにつなげていく、今やらなければならないことを模索できたらと思います。

**榎本**：社保協の自治体キャラバンは、自治体が今コロナの影響で受け入れができないということでできていませんが、30年ぐらいやってきていて市民権を得た活動なので、大目にしないといけないと思います。

私が提案したコロナ後の世界のためにというところで、政権がすぐに変えられない現状下では身近な地方からモデルケースを提起することが求められているのではないかでしょうか。中島先生から憲法13条の幸福追求権と25条の生存権のお話がありましたが、労働分野では27条が法律で働くことを守れと憲法は命じてくれていて、28条でそれを

労働組合で守れと規定されています。この基本的な考え方は、戦後労働法と呼んで大事にしているんですね。

今回、労働者保護で雇用調整助成金が脚光を浴びましたが、コロナがなければ労働移動支援助成金ということで首を切って労働者を移動させることに支援金を出すほうにシフトする法律が実践されようとしている中で、コロナが起きました。労働者保護をする法律に脚光を浴びせることは、コロナの中でチャンスではないかと思うので、私たちはしっかりと声を大にして言っていくことが大事だと思っています。

**川上：**憲法13条25条で考えると、今こそ個人の尊厳をどれだけ尊重できるかということと、女性の問題は歴史的につくりられていく中で、ケア労働の価値が取り沙汰されますよね。ケア労働や介護が低く見られ、施設は一生懸命やれば赤字になってしまう仕組みがあって、そこを変えていかないと、その人らしく生きていく、個人の尊厳を守るには人の手なくしてはやれない、そのことを訴えていきたいと強く思っています。

医療でも、中小ではギリギリの看護師でやっていかなければならないし、コロナで休む人が出れば必要な治療も行えないという状況になるという実態を、現場から声に出すべきだと思っています。やはり医療や介護などの福祉は効率化できないということを訴え、憲法を見据えて個人の尊厳を大事にするということは、私たちのたたかいの課題だと思います。保健所機能の強化も見直さなければいけないということ、災害が起きた時に保健所機能がまわっていないということは、熊本地震でも豪雨災害でもわかつたことなので、そこもしっかりと訴えていかなくてはと思っています。

**山本：**今回のまん延防止等重点措置はほとんど飲食業に限ったやり方で、私は誤った方法だと思っています。2020年から給付金がいろいろ出ていますけれども、持続化給付金や家賃支援金、事業復活支援金など小出しにして、毎年縮小減額、対象者を狭めるためにやっているように思います。事業復活支援金をみてもかなりの人が該当しないし、飲食業以外の人たちもかなり疲弊していて、廃業しようかという人もあらわれています。経済の先行きが見えないからですね。

選挙でも投票も行かない、ものを言えない諦める方が非常に多い、という悪循環が続いていると思います。民商でも憲法をもとにした運動をしていこうと考えていますが、それもぼやけてしまう状態です。何とか景気を良くするように、消費税を反対していこうと思っています。そのためには

選挙しかないと思っています。皆さんで協同していければと思います。

**増淵：**私には何ができるかと考えていたのですが、大学教員も契約更新されないかもしれないし、学生も教員も学校の先生も大変な状態で、どこから風穴を開けていったらいいのかと思った時、これは日本の労働者の共通の課題なんだと、それぞれ問題は様々だけど、実は根っこはみんなつながっているんだという社会問題として捉えて認識を広げていかないといけない。そのためには基本的には労働組合運動が社会保障を課題にして、何のために賃金を上げるのか何のために労働条件を良くしていくのか、根本は生活の保障です。そこをもっともっと共有していく、そこを基盤にしながら、社会保障運動に広げていく、学生たちの運動とも合流していく輪を広げていくのが大事なのだと思います。

一つの例として、コロナ禍で学校が休校になったとき、ひとり親の子どもも学校に行けるように教育委員会に直接かけ合い実現できたということがありました。自分たちが動けば変わるものだという経験をすることができ、こういうことから土壤をつくって活動しているところです。

**榎本：**労働局と連合と県労連で一緒にやっていくということで、社労士会、司法書士会にも声をかけて相談窓口を増やそうという提起を行いました。コロナ禍であまり動けず実現はしていないのですが、そういう発想で動いていけばいいなと思っています。

自治研がもっと認知されて、議員も含めて具体的な提言をして機能できればいいなと思いつつ、こういうシンポを多くの人が聞けるように2弾3弾とできればと思います。

**中島：**最後に印象に残ったことを述べさせていただきます。1つは矛盾の渦中にあるご本人が声を挙げるということは非常に重要ですが、現実にはなかなか難しい。そういう行動について周りがサポートして声を挙げることを実現していく。それを体験して成功すれば大きな力になっていく発言がありました。今の状況から見た時に大事なことだと思います。

2つ目は日本の水準は医療、教育、賃金でみても世界から見ると極めて貧困なんですよ。G7の中でも下位です。人間らしい生活と言った場合に、日本の尺度ではなくて国際的尺度で言った場合にどうなのかという視点を持ちながら、具体的にたたかうということが重要だと思います。

3つ目は憲法を武器にしてたたかおうということを意識してやっていかなければと思います。憲

法は国民の生活を守るために存在する。それに違反する政府に対しては対抗していくということだと思います。

今回、大きなテーマが出ましたけれども、これ

から考えていくうえでの出発点になったと思いま  
す。今後、どのように進めていくかについては検  
討させていただきます。今後ともよろしくお願  
いします。

## 3.11を迎える2つの集会が開催

「フクシマを繰り返すな！」学習＆報告会／3・11さようなら原発くまもと集会 2022

2011年3月11日の東日本大震災による福島第一原発事故から11年。悲惨な事故を2度と繰り返さない風化させない、そして原発に依存しない社会の実現を目指して、2つの集会が開かれました。

(報告 杉本由美子)

### 「フクシマを繰り返すな！」学習＆報告会 (2月27日熊本城ホール会議室)

玄海原発と川内原発の運転差し止めを求める裁判でたたかっている原告団は、福島第一原発事故に係る被災者・避難者の損害賠償裁判に携わっておられる除本理史大阪市立大学教授を招き、「原発訴訟をめぐる現状と課題」についてお話をありました。

突然、故郷・生活・生業を失い福島県から47都道府県に避難した約1万2,500人が原告となり、全国31の裁判所でたたかっています。「生業を返せ、地域を返せ」の福島訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟では、東電と国の責任を認める高裁判決が出ました。東京電力の責任については、最高裁で確定しました。他の訴訟についても次々に弁論が行われ、夏までに最高裁判決が言い渡される予定です。今後の課題としては、復興政策はインフラ整備が優先され、個人の支援策になっていない傾向があるので、一人ひとりの生活再建に向けた支援策を求めていく必要がある、と話されました。

後半は玄海訴訟弁護団の東島浩幸弁護士と川内訴訟弁護団の森雅美弁護士が、裁判の経過と脱原発への展望について話されました。玄海訴訟は2012年1月に、川内訴訟は2012年5月に提訴。その間、専門家や福島の被災者の意見陳述を行い、原発反対の世論を示すために1万人の原告を募り玄海・川内ともに達成しました。

政府は、脱炭素を口実として再稼働や小型化原子炉の開発など、原子力発電の巻き返しに動いています。私たちは、原発は危険なものであるということ、自然再生エネルギーだけで安定供給はできるのだということの周知を徹底して、世論のス

テップアップを図っていかなくてはならないと、今こそ国の大原発政策の転換を図る大事なたたかいのときなのです、と私たちがともにたたかうことが重要であると強く発言されました。

### 3・11さようなら原発くまもと集会 2022 「フクシマ原発事故のALPS処理水は 原子炉から発生した放射能汚染水！！」 (3月11日県民交流館パレアホール)

政府は2021年4月13日、東京電力福島第一原発事故に伴う「トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出を決定しました。さようなら原発3・11くまもと集会実行委員会では、原子力情報資料室の上澤千尋さんを招き、「ALPS処理水は事故を起こした福島原発原子炉から発する放射能汚染水」と題した講演がありました。

政府は、ALPS処理水は原子力発電所から出る汚染水をトリチウム以外の62核種を除去するため、人体への影響は少ないとしています。トリチウムがやっかいなのは、水は酸素+水素+水素、トリチウムは酸素+水素+トリチウムで水と区別がつかないため、体内で細胞内の水と入れ替わり内部被ばくのおそれがあります。しかも62核種以外の放射性物質については除去できません。4月13日の日本の決定に対し、4月15日には国連人権理事会の専門家たちが、この放出が日本及び太平洋地域の数百万人の生命と生活に影響を与える可能性があると表明しています。

雑多な放射能を含むALPS処理水は、河川・海・大気中にも放出すべきではないと上澤氏は結論づけられ、どんな低い濃度でも保管し減衰するのを待つことであると話されました。

最後に、ALPS処理水の海洋放出を阻止すること、原発をなくすために一人ひとりの力は小さくてもみんなが集まれば大きな力になる、みんなで協力して世論を変えていこうと声明文を読み上げ、集会を終了しました。

## 100万人の「いのちの水」地下水考 (その2) 地下水を守る議会論戦と「地下水保全条例」

元熊本県議会議員 松岡 徹

「熊本地域の地下水研究・対策史一熊本地域の地下水に関する総合研究」報告書（熊本地下水研究会・財団法人熊本開発研究センター・以下「報告書」）は、「地下水保全への行政の取り組み」として、「日本住宅公団の健軍団地建設計画問題に端を発した、熊本市民の地下水に対する関心の高まりは、昭和51年（1976年）3月の熊本市議会における『地下水保全都市宣言』を生み、昭和52年（1977年）9月には『熊本市地下水保全条例』が制定されることになった」と記しています。

熊本地域の地下水の重要性への認識の高まりと行政の取り組みは本格化しました。昭和55年（1980年）の熊本市水道局の報告書「熊本市および周辺の地下水について一豊かさと清らかさを保つために」は、熊本地域の地下水を広域的にとらえるもので画期的なものでした。その後、熊本県・熊本市共同での2年間の調査に基づいて、昭和61年（1986年）に「熊本地域地下水調査報告書」、平成7年（1995年）に「熊本地域地下水総合調査報告書」が策定・公表されました。

これらの蓄積を経て、平成8年（1996年）、県と16市町村（熊本市・宇土市・城南町・富合町・植木町・旭志村・大津町・菊陽町・泗水町・西合志町・西原村・御船町・嘉島町・益城町・甲佐町～平成の合併前の市町村）による「熊本地域地下水総合保全管理計画」が策定されました。

### 地下水保全への行政の取り組みの「端を発した」2つの事案

「報告書」は、地下水への住民の関心の高まりと行政の取り組み強化、具体的には「地下水保全都市宣言」「地下水保全条例」制定のきっかけになった事案として、「住宅公団健軍団地建設計画問題」「戸島塵芥埋め立て地問題」をあげています。

### 住宅公団健軍団地建設問題

住宅公団健軍団地建設問題について「報告書」は、「昭和50年（1975年）に、日本住宅公団九州支社は、健軍水源地に隣接する健軍町庄口の空地32haに、5～10階建ての中高層分譲住宅11棟の建設計画をたてた。公団では予定地の一般的な地質

調査にもとづいて、建物の基礎工として約1,000本のコンクリート柱を打ち込むとした」と建設計画の概要を書いています。

この事態にいち早く反応したのは、岩下恵治熊本市議（日本共産党）と泉ヶ丘・健軍校区の住民でした。「市民のいのちの水・地下水をまもろう」と地域へのチラシの配布、署名運動が取り組まれました。入手した住宅公団の文書と地下水の資料を示して岩下市議は、「いのちの水・地下水を守るために、住宅公団団地建設中止を」と訴えました。公団団地建設問題は隣接地域を中心に大きな問題となり、熊本市を動かす力と発展していきました。

熊本市と日本住宅公団は、団地建設の適否を専門的立場からの調査判断に委ねることとし、「熊本市上水道事業研究会」（会長：松山公一熊本大学教授。以下「研究会」）に委託しました。上水道事業研究会は、日本住宅公団の既存調査資料をも参考にして、様々な調査を実施しました。

「研究会」の調査結果等について、「報告書」は以下のように述べています。

「現時点における健軍水源地の地下水は、下位の深層地下水の被圧水頭が上位の浅層地下水の水位より高いため、水源地で取水している深層地下水の方へ浅層の汚染されやすい地下水を引き込む心配はない。しかし、大規模な杭打ちや関係地域の土地利用の大幅な改変などにより水文地質条件が変化した場合には、この地下水圧の上下関係が逆転するおそれがあること。以上のような調査結果から、研究会は計画予定地が高層建築物には適しておらず、上水道水源の保全に支障を来たすおそれのあることを立証し、昭和52年（1977）1月に熊本市長に報告した。その結果、日本住宅公団側も予定地における団地建設計画を撤回し、当該地は市が公園用地として公団より譲り受けで運動公園をつくることにした。さらに、これまでの調査結果を活用して、運動公園用縁辺部に8本の井戸を配して、健軍水源地の補助水源としての庄口水源地を新設した。

この住宅公団の団地建設問題は、不測の事態を回避したうえ、団地計画用地の公園化、さらには

健軍水源地に次ぐ給水能力をもつ、庄口水源地の建設へともつていくなど、問題をより発展的なものに転化したものであり、その問題の解決については、市民団体ならびに地元マスコミも好意的な論評を加えている」。



庄口公園(動植物園方面から)

## 戸島塵芥埋め立て地問題

熊本市東部の託麻台地（熊本市戸島町から隣接する益城町一帯）の畠地帯に、熊本市は、昭和46年（1971）5月から約70万トンの廃棄物の埋め立て処理を行っていました。この一帯から採取した水から基準値を超す水銀、マンガン、カドミウム等が検出されました。この問題を熊本市議会で取り上げた沢田一郎市議（日本共産党）の質問は、地元紙（「熊日」）の一面で大きく取り上げられ、一気に大問題になりました。

「報告書」は、「市議会ではこの結果を重視して、地下水保全対策特別委員会を設置（昭和53年3月）し、市においても3億円の予算を緊急に計上して対策を講じた。熊本市上水道事業研究会でも、この問題を緊急のテーマとして取り上げ、地下水保全の立場から対策、解決案を提案した。市衛生局は、それにもとづき埋め立て済み区域については、雨水の浸透を防ぐための被覆工事を実施するとともに、昭和53年（1978）以降の埋め立てについては、以前より実施しているガス抜き工事に加えて、側面と底面の遮水工事、あるいは従来の嫌気性埋め立て方式を準好気性埋め立て方式へと変更し、さらに汚水をくみあげ処理するための諸工事を施工するなどの改善を行った。その後、埋め立て地周辺の観測孔からは水銀等の有害物質は検出されなくなった。また、埋め立て地内からの汚水は、昭和55年（1980）より戸島町の東部清掃工場内に設けられた汚水処理施設により、同工場の冷却用水として再利用処理されている」と紹介していま

す。

さらに「報告書」は、「前述の健軍住宅団地建設計画も含め、これらの問題は、いずれも他の行政の需要が地下水の実態把握より先行したために発生したもので、今後も同じような事態が発生することが懸念される。このことは、都市施設の建設に際しては、地下水の状況と土地利用面も含めて、事前の十分な配慮のもとに計画を策定することが必要なことを示している」との指摘を行っています。

## 地下水は「公水」

熊本県地下水保全条例は、平成24年（2012年）年4月1日施行の条例改正で、「地下水は公共水（公共性のある水であることをいう。）であるとの認識に立ち、事業者、県及び県民が地下水の保全に係るそれぞれの責務を果たすとともに、連携し、及び協働して地下水の保全に取り組むことにより推進されなければならない」と定めています。熊本市地下水保全条例は、地下水について、「公水（市民共通の財産としての地下水をいう）との認識の下に、その保全が図られなければならない」と定めています。

遡ること40数年前、沢田一郎・岩下恵治両市議は、「熊本市地下水保全条例改正案」を提案しています。そのポイントは、①IC工場などの排水による地下水汚染が広がっており、地下水条例には地下水の量と質、『枯渴』と『汚染』を併記する②熊本における地下水は「公水」として条例で位置づける一というものでした。地下水法のない日本では、民法207条の「土地の所有権は法令の制限内においてその土地の上下に及ぶ」の規定から土地所有者にあるとの解釈がもっぱらですが、当時としては思い切った、「公水」提案でした。「汚染」と「枯渴」の併記、「公水」としての地下水の提案がその後、条例に明記され、現在に至っています。



# 読者のひろば



よみがえれ！有明訴訟「開門の強制執行を許さない」という驚くべき不当判決

## 荒尾市議會議員（有明海再生NET事務局）

北園 敏光

「貴重な自然環境と水産資源の宝庫である有明海を後代の国民に継承すべきもの」として、福岡高裁は和解協議を提案し国の関与を強く求めてきました。にもかかわらず、これをいっさい無視して逃げ切った国に対し、厳しく断罪するどころか、3月25日の判決は、国の主張を認めるという態度に豹変てしまいました。判決の根拠の一つとして「有明海の漁獲が増えている」とされました。沿岸住民はだれも信じないでしょう。スーパーに行ってもアサリは中国産、タイラギは韓国産、クツヅコは瀬戸内海産、車エビも獲れなくなり、やむを得ず以前は魚の餌だったシバエビやクラゲしか食べるものがいなくなり、それだけが増えているだけです。今年は鹿島から諫早方面の養殖ノリは壊滅状態、裁判官はこんな状況を知らないというのでしょうか。まさに子ども騙しにもならない幼稚な判決としか言いようがありません。

判決を受けて漁民原告の方々からは、「有明海が泣いている」、「漁獲が増えているなら裁判などしない」、「私たちは決して負けない、有明海が再生するまでたたかっていく」と力強い決意が述べられました。閑門を命ずる確定判決に基づく強制執行を、こんないい加減な理由で認めないと

# 部会・研究会だより

## 第2回「子どもリスペクト研究会」

4月9日、研究所事務所にて9名の参加で開催しました。今回の参加者は、遠くは福岡・直方市や長崎・諫早市そして阿蘇市などから、また子ども劇場・学童保育・オルタナティブスクールや公立小学校の教員など幅広いジャンルから子どもとのかかわりで熱い思いを持った顔ぶれがそろいました。

第1部では、VTR「街に子どもがあふれていた－昭和39年・東京荒川区」（ドキュメンタリー、2006年）を視聴。60年近く前の東京下町の子どもたちの日常の遊びと、温かく見守る地域の大人との関わりが映し出され、現在との対比で深く考えさせられるものでした。

なると民事訴訟制度の根幹が揺らいでしまいます。今後最高裁での勝訴へ向け支援を広げて行きます。

A decorative horizontal flourish consisting of a series of fleur-de-lis symbols separated by small asterisks.

## やじ排除は違法

熊本市 杉本 晓花

2019年の参院選で街頭演説中の安倍晋三首相（当時）に「安倍やめろ」とか「増税反対」と叫んだ人たちを北海道警察の警察官が拘束し排除したこととは違法として賠償を命じる判決があった。これが自由と表現の自由を侵害する行為であることは明らかだ。道警は適切な職務執行よりも安倍政権に忖度したわけだが、これに裁判所が歯止めをかけた。

判決理由として広瀬孝裁判長は「安倍やめろ」といったやじの内容は「公共的、政治的事項に関する表現行為」とし「特に重要な憲法上の権利」として尊重されるべきと指摘し、憲法21条で保障されている表現の自由が「警察官によって侵害された」と結論付けた。

しかし、この判決に対し、道警は不服として札幌高裁に控訴した。

今のロシアでは「戦争反対」と言えば警察に拘束される。これをよそ事と言ってはいられない。日本の警察もロシアの警察のようになりかけている。言論は何よりも大事である。今の日本社会は鈍感すぎないか。私たち自身で守っていかなければなくなってしまうかもしれないのだ。

第2部の東坂初美さん（熊本県子ども劇場連絡会）の報告は、さまざまな困難を乗り超え、半世紀の歴史を築いてきた運動の確かさを実感させるものでした。

「31条の会の『ガマン、している。でも、やめない！』ポスターは、議論を重ね例会やイベントを継続した私たち劇場の取り組みをも励ましてくれた」「子どもの文化権の保障にとって、子ども劇場運動の果たす役割は大きいが、それにとどまらず、国の責任が問われる」など、参加者の間での質疑や感想交流、世話人である山下先生が準備された資料とその説明もあり、3時間の枠では到底収まりきれない豊かな内容でした。

次回第3回は、6月4日（土）午後、阿蘇の小学校教師で『私の愛しい子どもたち』の著者・藤原朱美さんの報告をメインに開催を予定しています。（文責：渕上）

# コラム 肥後の散歩道

北岡 秀郎

(第8回)

## 「ご理解ください」という押し付け

最近、九州新幹線に乗ると「自動販売機のサービスは終了しました。どうぞご理解ください」というアナウンスが流れる。終了する理由も言わずに「ご理解ください」と言われて何を理解すればいいのか戸惑った。赤字路線の切り捨てにご熱心だ。これも「ご理解ください」だ。国鉄民営化の時には「切り捨てではない」と言っていたような気がするが、空耳だったか。

そういえば20年前、ハンセン病の関係で厚労

省交渉に行った時のこと。会場の椅子がいっぱいになり座れない原告が出た。厚労省の担当者に「椅子を追加するように」と言うが「これでいっぱいです。ご理解ください」と何十回も繰り返す。

努力した結果、それでも準備できなければ「理解」するが、何もしないで「ご理解ください」は押し付けだ。

さんざん押し問答の拳句、隣の部屋から持ってきて解決。ちょっと努力すればできることを、何もしないで「ご理解ください」というのは押し付けに相違ない。お役所言葉だな～。

## 第2回地域交流会

各地域でおかれている課題や取り組みの状況を共有し、先進的な取り組みについては学び合います。会員・会員外を問わず、お誘い合わせの上ご参加ください。

■5月12日（木）18：00～

■コモンズ水・ZOOM

■当日のZOOMへの接続

ミーティングID: 837 6131 8285

パスコード: 909794



## 2022年度総会・総会記念講演会

2022年度総会・総会記念講演会の日程が決まりました。会員の皆様はご予定をお願いいたします。

なお記念講演会は、会員外の方でもご参加いただけます。詳細は追ってご案内いたします。

### 2022年度総会記念講演会

■6月12日（日）13：00～

■嘉島町民会館 1・2会議室／ZOOM

■内容：ジェンダー問題について

〈講師〉今坂洋志氏「ともに拓くLG BTQ+の会くまもと」代表

### 2022年度総会

■6月12日（日）15：30～

■嘉島町民会館 1・2会議室／ZOOM

■議題 2021年度事業報告/2021年度会計報告/2022年度事業計画案/2022年度会計予算案

## 〈注目の書籍紹介〉 「健康で文化的な生活」 をすべての人に

浜岡 政好、唐鑑直義、河合克義（編著）

自治体研究社刊 ¥2,970（税込）



格差と貧困が拡大する今、私たちは「健康で文化的な生活」を送っているのでしょうか。全国生活と健康を守る会連合会と全日本民主医療機関連合会による大規模アンケート調査の分析と、第2次調査としての面談による取材によって、日本の庶民の現実が見えてきます。また、「健康で文化的な生活」とは何か、フランスとの比較も通じて、「人間らしい生活」を求めて、社会保障・社会福祉の低位性を乗り越える方策を追究します。

## 編集後記

本誌も今号で通算250号。2000年3月の創刊号から毎月発行の積み重ねで何とかここまで。コロナシンポでも議論されたコロナ以前からの新自由主義の弊害を憲法のチカラで押し返すたたかいへ、本誌でも微力ながらその一翼を担っていきたい。（F）